

北方四島交流事業（訪問）における参加者選定ガイドライン

平成26年3月17日
内閣府北方対策本部・外務省欧州局

「我が国国民の北方領土への訪問について」（平成3年10月29日閣議了解及び平成10年4月17日閣議了解）を実施するための手続等については、「我が国国民の北方領土への訪問の手続等に関する件」（平成10年4月30日総務庁・外務省告示第1号）において定められているが、平成25年3月29日に取りまとめた「北方四島交流事業の見直しについて」において、「各界各層の幅広い参加を促す」としていることに鑑み、次に掲げるガイドラインを試行するものとする。来年度から北対協及び道推進委員会は、北方四島交流事業（以下「事業」という。）への参加者を選定するに際しては本ガイドラインの趣旨を踏まえることとされたい。

なお、本ガイドラインは、事業の実施状況を踏まえ、必要に応じ変更するものとする。

記

- 1 元島民の「語り部」、政府同行者並びに実施団体事務局員及びその同行者を除き当該年の複数回の事業への参加を認めない。ただし、生態系、地震火山、歴史・文化、住民支援及び日本語講師など専門家による個別訪問事業実施等特に必要があり、各窓口団体が申請し、内閣府北方対策本部審議官及び外務省欧州局長が認めた場合はこの限りではない。
- 2 前年度の事業に参加した者の事業への参加を認めない。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）
 - (2) 現職国会議員及び閣僚経験者
 - (3) 政府同行者
 - (4) 実施団体事務局員及びその同行者（同行医師，同行通訳含む。）
 - (5) 報道関係者
 - (6) その他、生態系、地震火山、歴史・文化、住民支援及び日本語講師など専門家による個別訪問事業実施等特に必要があり、各窓口団体が申請し、内閣府北方対策本部審議官及び外務省欧州局長が認めた者
- 3 両国の相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与するという事業の目的に資するよう、北方領土問題への知見や関心が高い者を優先するよう努めるものとする。